

札幌版次世代住宅補助金交付要綱

[平成 24 年 4 月 5 日 都市局長決裁]

(最終改正 令和 5 年 3 月 3 日)

(目的)

第 1 条 この要綱は、「札幌版次世代住宅の認定に関する要綱」(以下「認定に関する要綱」という。)で定める札幌版次世代住宅のうち、一戸建ての住宅を札幌市内で新築する者に対して、その費用の一部を補助する札幌版次世代住宅補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めることにより、省エネルギー性能の高い住宅の建築を促進し、市内の住宅から排出される二酸化炭素の削減を図り、もって本市における気候変動対策を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語は、認定に関する要綱で使用する例によるもののほか、当該各号の定めるところによる。

- (1) 札幌版次世代住宅基準 認定に関する要綱に基づき、札幌版次世代住宅の性能等に関し定めた基準をいう。
- (2) 休日 札幌市の休日を定める条例(平成 2 年条例第 23 号)第 1 条に規定する本市の休日をいう。

(補助の条件)

第 3 条 この要綱に基づく補助金の交付は、予算の範囲内で同一敷地、同一申請者につき各年度 1 回限りとする。

- 2 国、北海道又は札幌市の他の補助事業等(以下「他の事業」という。)により補助金等が交付される場合(予定を含む。)は、補助の対象としない。ただし、次条の規定による補助対象部分と他の事業による補助対象部分を明確に区分することができる場合はこの限りではない。

(補助対象住宅)

第 4 条 補助の対象となる住宅は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 札幌版次世代住宅基準における断熱等基準の等級がシルバー以上の住宅(太陽光発電設備、蓄電設備は含まない。)
- (2) 住宅以外の用途を設ける場合は、居住部分の床面積(住宅以外の用途に供する部分との兼用部分は面積按分とする。)が延べ面積(風除室、自動車車庫等を除く。)の 2 分の 1 以上を有していること。

(補助の要件)

第4条の2 補助の要件は、申請年度内の4月以降に工事が完了（建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する検査済証の交付年月日を工事の完了日とする）し、かつ、札幌版次世代住宅補助金交付登録決定通知書の交付を受けており、かつ、別に定める補助金交付申請受付期間までに札幌版次世代住宅の適合証の交付を受けていることとする。

(補助対象者)

第5条 補助の対象となる者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 個人住民税を滞納していないこと。
- (2) 自ら居住するため、第4条に規定する補助対象住宅を本市内に新築すること。
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同法同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しないこと。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額及び対象となる札幌版次世代住宅基準の断熱等基準の等級は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 1棟当たり220万円：プラチナ
- (2) 1棟当たり180万円：ゴールド
- (3) 1棟当たり60万円：シルバー

(補助金交付登録申請)

第7条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める補助金交付登録申請受付期間内に札幌版次世代住宅補助金交付登録申請書（様式1）に別に定める関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 申請者は、前項の申請後、補助金交付申請額の増額及び減額（プラチナからゴールドへの減額を除く）の変更申請はできないものとする。

(補助金交付登録決定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、当該申請内容を審査の上、補助金交付登録決定又は補助金の交付登録をしないことを決定し、札幌版次世代住宅補助金交付登録決定通知書（様式2）又は札幌版次世代住宅補助金交付不登録決定通知書（様式3）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金交付登録決定について条件を付することができる。
- 3 市長は、前条の申請が別に定める予定額を超えた場合、別に定める抽選方法により第1

項に規定する審査の対象者を決定するものとする。ただし、抽選前に補助金を交付しないことを決定することは妨げない。

- 4 市長は、前項に規定する抽選の結果を抽選結果通知書（様式4）により申請者に通知するものとする。この場合、抽選に当選した者への通知を札幌版次世代住宅補助金交付登録決定通知書（様式2）に替えることができる。

（補助金交付登録申請内容の変更）

第9条 申請者は、第7条の申請内容を変更するときは、札幌版次世代住宅補助金交付変更申請書（様式5）に変更に関する書類を添えて、速やかに市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、当該申請内容を審査の上、その適否を判断し、札幌版次世代住宅補助金交付変更審査結果通知書（様式6）又は札幌版次世代住宅補助金交付取消通知書（様式9）により申請者に通知するものとする。

（補助金交付登録申請の取下げ）

第10条 申請者は、第7条の申請を取り下げるときは、札幌版次世代住宅補助金交付申請取下届（様式7）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の取下届の提出を受けたときは、第7条に規定する申請の際に提出された書類を申請者に返却するものとする。

（補助金交付登録の辞退）

第11条 申請者は、補助金の交付登録を辞退するときは、札幌版次世代住宅補助金交付辞退届（様式8）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の辞退届の提出を受けたときは、補助金交付登録決定を取り消し、札幌版次世代住宅補助金交付取消通知書（様式9）により申請者に通知するものとする。

（補助金交付登録決定の取消し）

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付登録決定を取り消すことができる。

- (1) 補助金交付登録決定の内容又はこれに付した条件に反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金交付の登録決定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

- 2 市長は、前項の規定により取消しを行うときは、札幌版次世代住宅補助金交付取消通知書（様式9）により申請者に通知するものとする。

（補助金交付申請）

第13条 申請者は、別に定める補助金交付申請受付期間内に札幌版次世代住宅補助金交

付申請書（様式10）に別に定める関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 申請者は、前項の申請後、補助金交付申請額の増額及び減額（プラチナからゴールドへの減額を除く）の変更申請はできないものとする。

（補助金交付決定及び額確定）

第14条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、当該申請内容を審査の上、補助金交付の可否の決定及び補助金の額を確定し、札幌版次世代住宅補助金交付決定及び額確定通知書（様式11）又は札幌版次世代住宅補助金不交付決定通知書（様式12）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金交付決定について条件を付することができる。

（補助金交付申請内容の変更）

第15条 申請者は、第13条の申請内容を変更するときは、札幌版次世代住宅補助金交付変更申請書（様式5）に変更に関する書類を添えて、速やかに市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、当該申請内容を審査の上、その適否を判断し、札幌版次世代住宅補助金交付変更審査結果通知書（様式6）又は札幌版次世代住宅補助金交付取消通知書（様式9）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前条に規定する決定及び額の確定の前に第1項の申請書の提出を受けたときは、第1項の申請内容も審査の上、前条に規定する決定を行うものとする。

（補助金交付申請の取下げ）

第16条 申請者は、第13条の申請を取り下げるときは、札幌版次世代住宅補助金交付申請取下届（様式7）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の取下届の提出を受けたときは、第13条に規定する申請の際に提出された書類を申請者に返却するものとする。

（補助金交付の辞退）

第17条 申請者は、補助金の交付を辞退するときは、札幌版次世代住宅補助金交付辞退届（様式8）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の辞退届の提出を受けたときは、補助金交付決定及び補助金交付登録決定を取り消し、札幌版次世代住宅補助金交付取消通知書（様式9）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第18条 市長は、第14条の規定による補助金交付決定及び額確定の通知後、速やかに補助金を交付するものとする。

(手続代行者)

- 第19条** 申請者は、第7条、第9条、第10条、第11条、第13条、第15条、第16条及び第17条に規定する申請及び届出について、他の者に手続きの代行を依頼することができる。
- 2 前項の規定により手続きの代行を依頼する場合は、市長にその旨を書面により届け出なければならない。
- 3 申請者から手続きの代行を依頼された者（以下「手続代行者」という。）は、手続きの代行を通じ得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守して取り扱わなければならない。

(補助金交付決定の取消し)

- 第20条** 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。
- 2 市長は、前項の規定により取消しを行うときは、札幌版次世代住宅補助金交付取消通知書（様式9）により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第21条** 市長は、前条の規定により補助金交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付していたときは、期限を指定し、札幌版次世代住宅補助金返還命令書（様式13）により、申請者に返還を命じるものとする。
- 2 前項の規定により補助金の返還を命じられた者は、指定された期限までに補助金を返還しなければならない。

(検査の実施)

- 第22条** 市長は、この要綱による補助金の執行の適正を期するため、申請者の状況を調査（実地検査を含む。）し、又は申請者に報告を求めることができる。
- 2 申請者は、前項に規定する調査等に協力しなければならない。
- 3 市長は、前項の協力が得られないときは、補助金交付決定を取り消すことができる。
- 4 市長は、前項の規定により取消しを行うときは、札幌版次世代住宅補助金交付取消通知書（様式9）により申請者に通知するものとする。

(調査研究への協力)

第23条 申請者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して3年間、札幌版次世代住宅の制度改善等のため、札幌市又は札幌市と研究機関と共同で行う調査研究に協力するものとする。

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、住宅担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月5日から施行する。

附 則（平成25年3月29日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月6日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月4日）

この要綱は、平成28年3月22日から施行する。

附 則（平成29年3月22日）

この要綱は、平成29年3月27日から施行する。

附 則（平成30年2月14日）

この要綱は、平成30年3月23日から施行する。

附 則（平成31年3月1日）

この要綱は、平成31年3月22日から施行する。

附 則（令和2年2月27日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月9日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和４年３月７日）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月３日）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する

要綱様式

要綱関係条項	名称	様式
第 7 条	札幌版次世代住宅補助金交付登録申請書	様式 1
第 8 条第 1 項 第 8 条第 4 項	札幌版次世代住宅補助金交付登録決定通知書	様式 2
第 8 条第 1 項	札幌版次世代住宅補助金交付不登録決定通知書	様式 3
第 8 条第 4 項	抽選結果通知書	様式 4
第 9 条第 1 項 第 1 5 条第 1 項	札幌版次世代住宅補助金交付変更申請書	様式 5
第 9 条第 2 項 第 1 5 条第 2 項	札幌版次世代住宅補助金交付変更審査結果通知書	様式 6
第 1 0 条第 1 項 第 1 6 条第 1 項	札幌版次世代住宅補助金交付申請取下届	様式 7
第 1 1 条第 1 項 第 1 7 条第 1 項	札幌版次世代住宅補助金交付辞退届	様式 8
第 9 条第 2 項 第 1 1 条第 2 項 第 1 2 条第 2 項 第 1 5 条第 2 項 第 1 7 条第 2 項 第 2 0 条第 2 項 第 2 2 条第 4 項	札幌版次世代住宅補助金交付取消通知書	様式 9
第 1 3 条第 1 項	札幌版次世代住宅補助金交付申請書	様式 1 0
第 1 4 条第 1 項	札幌版次世代住宅補助金交付決定及び額確定通知書	様式 1 1
第 1 4 条第 1 項	札幌版次世代住宅補助金不交付決定通知書	様式 1 2
第 2 1 条第 1 項	札幌版次世代住宅補助金返還命令書	様式 1 3

(要綱様式1)

年 月 日

(あて先) 札幌市長

申請代表者(その他の申請者がいる場合は裏面に記入)

〒

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

札幌版次世代住宅補助金交付登録申請書

札幌版次世代住宅補助金の交付登録を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 建築場所

札幌市	区
-----	---

2 札幌版次世代住宅適合審査申請を提出した(又は予定の)適合審査機関

(いずれかに○を付けてください。)

<input type="checkbox"/>	(一財)北海道建築指導センター	<input type="checkbox"/>	㈱サッコウケン	<input type="checkbox"/>	ビューロベリタスジャパン(株)
--------------------------	-----------------	--------------------------	---------	--------------------------	-----------------

3 住宅の工事予定時期 令和 年 月 ~ 令和 年 月

4 登録申請する補助金額(いずれかに○を付けてください。)

補助金額(対象となる札幌版次世代住宅の等級)					
<input type="checkbox"/>	220万円(プラチナ)	<input type="checkbox"/>	180万円(ゴールド)	<input type="checkbox"/>	60万円(シルバー)

5 その他の補助申請に関する申出

札幌版次世代住宅補助金交付の申請にあたり、その他の補助申請(予定を含む。)の有無について、下記のとおり申し出ます。

下記□に✓(「有」の場合は、補助事業名及び内容を記入)を入れてください。

有	無	補助事業名及び内容①	補助事業名及び内容②
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

6 手続きを依頼した住宅事業者(設計事務所、ハウスメーカー等)

会社名		担当者名		電話番号	
-----	--	------	--	------	--

※申請内容等に確認事項が生じた場合、手続代行者へ問合せをします。

※手続代行の範囲は、札幌版次世代住宅補助金交付要綱第7条、第9条、第10条、第11条、第13条、第15条、第16条及び第17条に規定する申請及び届出とする。

7 申請にあたっては、次の事項を満たす必要があります。内容を確認の上、□に✓を入れてください。

<input type="checkbox"/>	私(たち)は、個人住民税に滞納はありません。 私(たち)は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下同じ。))又は暴力団関係者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であるととも、今後、これらの者とならないことを誓約します。誓約に反することが明らかになった場合は、申請を却下されても異存ありません。また、上記の内容を確認するため、札幌市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。
<input type="checkbox"/>	

8 その他確認事項(下記確認の上、承諾する場合には□に✓を入れてください)

<input type="checkbox"/>	申請書と添付書類との相違や誤記等があった場合、軽微な修正を行うことを承諾します。
--------------------------	--

9 その他の申請者

(1) 申請者 2

住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

(2) 申請者 3

住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

(3) 申請者 4

住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

(4) 申請者 5

住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

(要綱様式2)

札幌第 号
年 (年) 月 日

様

札幌市長

札幌版次世代住宅補助金交付登録決定通知書

先に受付した札幌版次世代住宅補助金交付登録申請について、下記のとおり交付登録決定したので通知します。

記

- 1 交付登録決定番号
第 号
- 2 建築場所
札幌市 区
- 3 補助金交付登録決定額及び対象となる札幌版次世代住宅の等級
(1) 補助金交付登録決定額 : 円
(2) 対象となる札幌版次世代住宅の等級 :
- 4 交付登録決定に付する条件 } 付する条件がない場合は、「4」を削除

- 注) 1 補助金交付申請は、札幌版次世代住宅補助金交付申請書(要綱様式10)に所定の書類を添えて、年(年) 月 日～年(年) 月 日の期間内に行ってください。
- 2 補助金交付登録申請内容を変更するときは、札幌版次世代住宅補助金交付決定変更申請書(要綱様式5)に所定の書類を添えて、速やかに申請してください。また、補助金交付申請額の増額及び減額(プラチナからゴールドへの減額を除く)の変更申請はできません。
- 3 補助金の交付登録を辞退するときは、札幌版次世代住宅補助金交付辞退届(要綱様式8)により、速やかに届け出てください。

(要綱様式4)

札幌第 号
年 (年) 月 日

様

札幌市長

抽選結果通知書

札幌版次世代住宅補助金交付登録申請受付期間内に補助金交付登録申請額が、予定額を超えたため、 年 月 日に抽選を行いました。

年 月 日付けで受付した受付番号第 番の補助金交付登録申請については、下記のとおりとなりましたので通知します。

記

1 登録申請内容

(1) 登録申請額

万円

(2) 対象となる札幌版次世代住宅の等級

2 抽選結果

落選

登録申請した補助金額及び対象となる札幌版次世代住宅の等級を記載

(要綱様式5)

年 月 日

(あて先) 札幌市長

申請代表者(その他の申請者がいる場合は裏面に記入)

〒

住 所

氏 名

電話番号

札幌版次世代住宅補助金交付変更申請書

先に「提出した」、「交付登録決定を受けた」又は「交付決定及び額確定を受けた」札幌版次世代住宅補助金交付申請の内容を変更するので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 受付番号、交付登録決定番号又は交付決定番号
第 号
- 2 変更内容及び理由

3 その他の申請者

(1) 申請者 2
住 所
氏 名
電話番号

(2) 申請者 3
住 所
氏 名
電話番号

(3) 申請者 4
住 所
氏 名
電話番号

(4) 申請者 5
住 所
氏 名
電話番号

(要綱様式7)

年 月 日

(あて先) 札幌市長

申請代表者(その他の申請者がいる場合は裏面に記入)
〒 _____
住 所
氏 名
電話番号

札幌版次世代住宅補助金交付申請取下届

先に提出した札幌版次世代住宅補助金交付登録申請又は札幌版次世代住宅補助金交付申請について、下記のとおり取り下げます。

記

- 1 受付番号
第 _____ 号
- 2 取下理由

注) 札幌版次世代住宅補助金交付申請を取り下げた場合は、札幌版次世代住宅補助金交付登録決定も取り消しになりますので、ご注意ください。

3 その他の申請者

(1) 申請者 2
住 所
氏 名
電話番号

(2) 申請者 3
住 所
氏 名
電話番号

(3) 申請者 4
住 所
氏 名
電話番号

(4) 申請者 5
住 所
氏 名
電話番号

(要綱様式8)

年 月 日

(あて先) 札幌市長

申請代表者(その他の申請者がいる場合は裏面に記入)

〒

住 所

氏 名

電話番号

札幌版次世代住宅補助金交付辞退届

先に交付登録決定又は交付決定及び額確定を受けた札幌版次世代住宅補助金の交付を下記のとおり辞退します。

記

- 1 受付番号、交付登録決定番号又は交付決定番号
第 号
- 2 辞退理由

注) 札幌版次世代住宅補助金交付を辞退した場合は、札幌版次世代住宅補助金交付登録決定も取り消しになりますので、ご注意ください。

3 その他の申請者

(1) 申請者 2
住 所
氏 名
電話番号

(2) 申請者 3
住 所
氏 名
電話番号

(3) 申請者 4
住 所
氏 名
電話番号

(4) 申請者 5
住 所
氏 名
電話番号

(要綱様式10)

年 月 日

(あて先) 札幌市長

申請代表者(その他の申請者がいる場合は裏面に記入)

〒

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

札幌版次世代住宅補助金交付申請書

札幌版次世代住宅補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 建築場所(札幌版次世代住宅適合証明書に記載の建築場所を記入)

札幌市	区
-----	---

- 2 申請する補助金額(いずれかに○を付けてください。)

	対象となる札幌版次世代住宅の等級	補助金額
<input type="radio"/>	プラチナ	万円
<input type="radio"/>	ゴールド	万円
<input type="radio"/>	シルバー	万円

- 3 その他の補助申請に関する申出

札幌版次世代住宅補助金交付の申請にあたり、その他の補助申請(予定を含む。)の有無について、下記のとおり申し出ます。

下記□に✓(「有」の場合は、補助事業名及び内容を記入)を入れてください。

有	無	補助事業名及び内容①	補助事業名及び内容②
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

- 4 手続きを依頼した住宅事業者(設計事務所、ハウスメーカー等)

会社名・事業所名			
担当者名		電話番号	

※申請内容等に確認事項が生じた場合、手続代行者へ問合せをします。

※手続代行の範囲は、札幌版次世代住宅補助金交付要綱第7条、第9条、第10条、第11条、第13条、第15条、第16条及び第17条に規定する申請及び届出とする。

5 その他の申請者

(1) 申請者 2

住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

(2) 申請者 3

住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

(3) 申請者 4

住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

(4) 申請者 5

住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

